

# 農作物等における雪害防止対策の徹底について

降雪期を迎え、雪害を防止するため、以下のことに留意して雪害を防止しましょう。

## 除雪作業を行う場合は（全般的）

- 屋根等の高所で除雪作業を行う場合は、はしごをしっかりと固定し、命綱をつけて作業を行う。また、作業は午前中に行うようにし、雪の緩みに注意する。軒下で作業する場合は、落雪に注意し、ヘルメットや帽子をかぶる。
- 除雪機を使う場合は、ローターに巻き込まれないよう服装に注意し、点検・調整等は必ずエンジンを止めて行う。
- 作業小屋等の軒下で作業する場合は、落雪に注意する。



## ～積雪前に～

- 農業用施設では**
- 冬季に使用しないビニールハウスでは、あらかじめビニールを取り除く。
  - 必要に応じて支柱や筋交い等により施設を補強し、破損箇所を補修して強度を高める。
- 畜産では**
- 輸送事情等の悪化により給与飼料が不足しないよう、一定量の備蓄を確保する。

## ～積雪期の対応～

- 農業用施設では**
- 屋根の積雪は、屋根上及び側面を中心にできるだけ早く除雪し、特に日照や風により屋根の北側または風下側にかたよって積もらないようにする。
  - 被覆していないハウスもジョイント部分等への着雪による倒壊の恐れがあるので、適宜雪を落とす。
- 畜産では**
- 早早めの雪おろしと畜舎周辺の除排雪に努め、水道管の凍結防止対策を講ずる。
  - 畜舎内の低温環境下による生産効率の低下を抑えるため、幼畜に対しては生育段階に適した保温に努め、換気に留意する。

【お問い合わせ先】 藤里町農林課農業振興係 ☎79-2114

## 平成26年12月1日から 児童扶養手当法の一部が改正されました

これまで公的年金(※)を受給するかたは児童扶養手当を受給できませんでしたが、平成26年12月以降は、年金額が児童扶養手当額より低いかたは、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになります。

※遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など

### 【今回の改正により新たに手当を受け取れる場合】

- ・お子さんを養育している祖父母等が、定額の老齢年金を受給している場合
- ・父子家庭で、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合
- ・母子家庭で、離婚後に父が死亡し、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合 など

### 【新たに手当を受給するための手続き】

児童扶養手当を受給するためには申請が必要です。

※町では、今回の改正で新たに差額分の手当の支給対象となるかたを把握することができないため、それぞれのご家庭に手続きのご案内をすることができません。

### ★児童扶養手当とは

父母の離婚などにより父又は母と生計を同じくしていない児童（18歳の年度末。ただし、心身に障害がある場合は20歳未満まで）、もしくは父又は母が障害者である場合の児童等に対して、福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

		平成26年度（月額）
児童扶養手当	全部支給	41,020円
	一部支給	41,010円～9,680円（就労などによる年間収入額の増加に応じて手当額を加えた総収入額がまだらに増加するよう、手当額が細かく設定されます。）
		2人以上の児童を有する受給者に係る加算額については、 第2子5,000円、第3子以降1人につき3,000円

【お問い合わせ先】 藤里町町民課町民福祉係 ☎79-2113